

(様式1)

予備検討結果報告書

事業担当課・室 警察本部会計課

導入検討対象事業の名称	富津警察署庁舎整備事業
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	富津警察署庁舎は、富津市の治安維持を目的とした施設であるが、築 48 年が経過し老朽化、狭隘化が著しい上、県が策定したハザードマップにおいて 2m以上の津波浸水が予想されているなど、警察運営において支障があることから再整備を行い、円滑な警察活動を確保する。
(2)整備予定場所	富津市佐貫 112
(3)施設規模	庁舎棟:鉄筋コンクリート造 4 階建 延床面積約 2,614.17 m <sup>2</sup> 車庫棟:鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積約 623.06 m <sup>2</sup>
(4)施設稼働期間	48 年
(5)県民の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	有り ・ <input type="checkbox"/> 無し
(7)費用調達手段	設計(起債 75%、一財 25%) 工事(補助 26%、起債 55%、一財 19%)
(8)契約予定時期	令和 2 年度
(9)建設・整備期間	令和 4 年度から令和 6 年度
(10)供用開始予定時期	令和 6 年度
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	建築物
(2)事業規模(※2)	●●円 施設整備費(設計費+建設費)
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	—
3. 予備検討結果	
(1)PFIの適性確認	○ 警察行政については、警察法第36条及び同法第55条により警察官等にその責務を任ずると規定されており、一部の維持管理業務を除き委託することはできない。また、捜査活動上の秘匿性の確保や被留置人の人権配慮等の観点から、委託できる範囲が限られ、日々の清掃では、留置施設や取調室等を含めた延べ床面積の約50%については、委託することが出来ない。 したがって、設計から建設、維持管理、運営までの業務のうち、委託できる内容は限定的であるため、PFI適性はない。

	<p>○ 警察法第37条第3項の規定により、国が経費の一部を補助することとされているが、PFI事業であっても適用可能である。</p> <p>○ 本件の整備内容は、主に次の理由により導入可能性がないとされた勝浦警察署(H20検討)、館山警察署(H29検討)、旭警察署(H30検討)建替えの導入検討事例と類似しており、PFI適性があるとは言えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティの配慮のため設計の制約が多くなる上、維持管理面でも制約が多く、民間のノウハウや創意工夫の余地が限定される。</li> </ul> <p>○ 全体事業のうちの一部にも施設整備等に着手していない事業であるため、その点ではPFI適性がないとは言えない。</p> <p>以上 4 つの項目により、設計から建設、維持管理、運営までの業務のうち、委託できる内容は限定的であり、また、類似事業での過去の導入検討にて従来手法での整備が妥当との結果が出されており、PFI適正がある事業ではない。</p>
(2)定量的確認結果概要	VFM 0.5 億円 2.7%
(3)定性的確認結果概要	<p>○ 警察署は、取り扱う業務内容の機密性が極めて高く、警察職員、一般来庁者及び被留置人の動線を考慮するなど特殊な配慮が必要である。その結果、設計の制約により仕様発注に近くなるため、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用する余地は極めて小さく、公共サービスの向上は見込まれない。</p> <p>○ 維持管理業務を一括発注することにより、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化が図られるが、事業範囲及びエリアが限られるため、その効果は限定的である。</p> <p>○ 捜査活動上の秘匿性などに配慮する必要があるため、破損箇所によっては、修繕等に係る個別業務発注についてPFI事業者の判断で迅速な対応を取れるとは限らない。</p> <p>以上により、維持管理業務において一定の効率化は見込まれるものの、事業範囲及びエリアも限定される。また、設計の制約がある上、民間事業者のノウハウや創意工夫が最も発揮される運営については委託できず、公共サービスの向上はほとんど期待できないことから、定性的効果は著しく小さい。</p>
事業担当課における検討結果	<p>&lt;その他考慮事項&gt;</p> <p>○ 警察本部でPFIを導入できたのは、規模が大きい上、通信</p>

指令システムや交通管制センターなどの特殊機器のほか、警察活動を紹介する広報センター、コンビニや喫茶店といった福利厚生施設などの、民間の提案を受ける余地があったためである。

○ 一方、警察署は、収益施設の設置を認めないとする規定はないが、事件、事故及び災害発生時の活動拠点となる施設であるため、大規模な有事発生時には収益施設の営業を休止せざるを得ない場合が想定される。また、捜査活動上の秘匿性などの観点から警察職員、一般来庁者及び被留置人の動線を整理した上で、収益施設への来庁者動線を確保する必要があり、設計や運営上のリスクが高い。(勝浦警察署等でも設置していない。)

○ 警察署単独の建替え PFI 事例としては、平成 21 年 3 月に東京都で神宮前一丁目民活再生プロジェクトとして、原宿警察署及び单身待機宿舎の建替えを実施しているが、300 人収容の留置施設及び 80 人定員の待機宿舎のほか、商業施設や一般向け賃貸住宅などを併せて、約 25,000 m<sup>2</sup>を開発する大規模プロジェクトであるため、本件の参考とはならない。

また、徳島東警察署庁舎整備等 PFI 事業については、平成 30 年 3 月に契約締結し、令和 3 年度共用開始予定であり、その効果は未定であるが、委託事業の範囲は、徳島県警察本部庁舎及び近隣警察署の維持管理業務や運營業務を含めて委託しようとするもので、本件の参考とはならない。

#### <検討結果>

予備検討結果等より、PFI 適性はなく、定量的効果は 2.7% であり、定性的効果も著しく小さいため、従来手法による整備が妥当である。

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入